

職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、「自立的で、透明性・効率性の高い経営のもと、顧客価値の創造を目指して多様な金融サービスを提供することにより、住宅金融市場における安定的な資金供給を支援し、我が国の住生活の向上に貢献します。」を経営理念に掲げ、市場からの資金調達を通じ民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務を柱に業務を行っています。

また、平成 28 年 3 月に閣議決定された「住生活基本計画」（全国計画）においては、機構は、新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等に対応した住宅ローンの供給等を支援する役割が期待されており、さらに、マンションの管理の適正化の推進や建替え等の円滑化、災害の激甚化・多頻度化を踏まえた被災住宅の再建への支援、地方創生に向けた取組の推進などの政策への貢献が期待されています。

今回の公募の対象である理事長は、機構を代表して、国内外の関係機関と連絡調整を図りながら、機構の重要な経営事項の意思決定及び経営運営改革の実施に当たり、その責務を果たすとともに、機構の所掌業務に関して役職員を指揮監督するため、業務に関する高度な知識及び経験を有し、業務を適正かつ効率的に運営することができる、人格高潔で高い倫理観を有し、リーダーシップを発揮できる者を求めています。

1. 機関名：独立行政法人住宅金融支援機構

（法人の業務概要）

機構は、平成 19 年 4 月 1 日に設立された独立行政法人（旧住宅金融公庫の権利義務を承継）であり、独立行政法人通則法第 2 条第 2 項に規定する中期目標管理法人として、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図ることを目的とし、市場からの資金調達を通じ民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務を業務の柱とするほか、民間金融機関の住宅ローンの円滑な供給を促進する住宅融資保険業務や政策上重要で民間金融機関では対応が困難な分野への融資業務等を行っている。

主な業務内容は以下のとおり。

(1) 証券化支援業務

証券化の枠組みを活用し、民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援（フラット 35）

(2) 住宅融資保険業務

民間金融機関の住宅ローンが不測の事態により事故となった場合に、あらかじめ

締結した保険契約に基づき民間金融機関に保険金を支払うことにより、各地域の民間金融機関による住宅ローンの円滑な供給を支援

(3) 住宅資金貸付業務

災害復興のための住宅資金の融資など政策的に重要でありながら民間では対応が困難な分野について、長期・固定金利の住宅ローンを提供

(4) 既往債権管理業務

旧公庫融資に係る債権について、的確な債権管理を実施（返済相談、返済条件の変更に係る対応を含む）

(5) 団体信用生命保険業務

フラット 35 又は旧公庫融資利用者が死亡・高度障害等となった場合に、住宅ローン債務が残らないようにするための団体保険制度を推進

2. ポスト：理事長 1ポスト1名

<任期：令和3年4月1日～令和7年3月31日※>

※独立行政法人通則法第21条第1項等の規定に基づき、任命の日から主務大臣が機構に指示する中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

当機構の基本的な経営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、機構全体の運営管理業務（役職員数約900名）を総理する。

また、法人を代表して、民間企業、国など、国内外の関係機関との連携業務を総理するとともに、自ら必要な折衝・交渉を行う。

機構の組織運営にあたっては、戦略的な経営資源の配分、PLAN・DO・CHECK・ACTIONをはじめとした経営管理を実現し、経営の健全性・透明性確保のためのリスクの的確な管理を実施すること等により、自立かつ安定的な経営を確立し、国の政策の実施機関として機構の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させることが求められる。また、コンプライアンスと社会的責任を実践し、業務上の健全な判断、さらには社会への貢献まで幅広く視野に入れた組織的な取組により社会的責任を果たすべく、強力なリーダーシップを発揮することが求められる。

【自立的経営確立のための改革基本コンセプト】

①生産性の向上

不断の業務の見直しにより生産性を高め効率的な業務運営を実現する。

②顧客価値の創造

顧客のニーズを考え、顧客の満足を追求する。

③企業文化の変革

常に顧客のために自分は何ができるかを考え主体的に行動する。受身の企業文化を前向きで行動的な企業文化に変革する。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・機構が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有し、機構の経営運営改革を実施していくに当たっての強い意欲が認められること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、取引上密接な利害関係を有する者、機構を相手とする訴訟当事者等といった経歴を有しない他、役員在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者と接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、900人程度の職員を雇用する組織マネジメントを行うに足る能力を有していること。
- ・民間企業、関係行政機関、利害関係者、学識経験者等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

5. 勤務条件

(1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：機構本店（東京都文京区後楽1-4-10）
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- ・給与：年収約2,200万円（特別地域手当、期末手当含む）、通勤手当
- ・福利厚生：健康保険、厚生年金、確定給付企業年金
- ・危機管理：地震、風水害等災害時には24時間態勢勤務、緊急招集の場合あり。
- ・その他：給与等の条件は変わることがある。

6. 選考方法

公募により以下のとおり選考する。

- ①一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
- ②二次選考（面接審査）
- ③外部有識者による選考委員会の審議を経て国土交通大臣及び財務大臣が任命
※公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部有識者による推薦の手続により選考を行う場合がある。

7. 応募方法

(1) 応募書類等

- ①履歴書
- ②自己アピール文書
 - ・A4で2枚以内。2,000字程度。

- ・自らがこのポストに適任であることを示すため、機構の業務目的及び理事長の職務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。

※応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承下さい。

(2) 応募先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省大臣官房人事課人事第二係

(3) 応募期限：令和3年2月1日（月）必着

8. 欠格事由等

独立行政法人通則法に規定する欠格事由に該当する場合は、役員となることはできない。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできない。

【参 考】

○独立行政法人通則法

（役員の欠格条項）

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第五十條の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

9. 問合せ先

国土交通省大臣官房人事課人事第二係 03-5253-8111(内線 21294)

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html